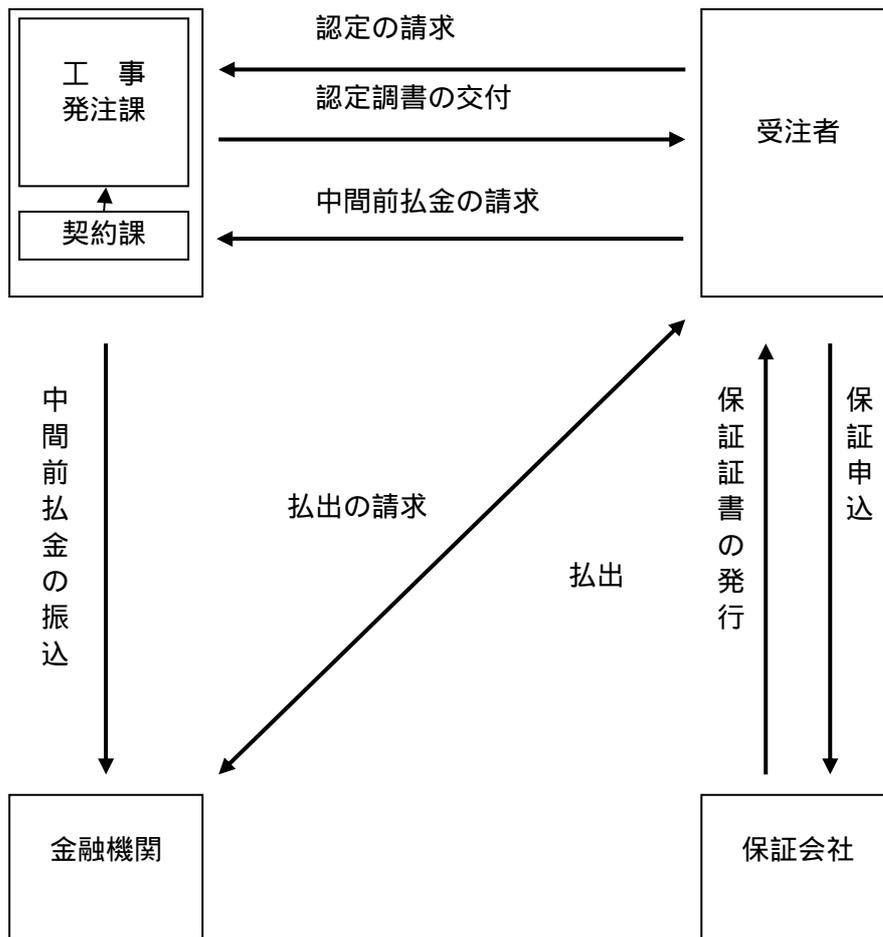


中間前金払に関する手続きの流れ



認定の請求

受注者は、中間前払金の請求をしようとするときは、工事発注課に対し、「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

認定調書の交付

工事発注課は、工程表や提出された工事履行報告書等により、速やかに中間前払金の条件を満たしているかどうかを確認し、結果を受注者に対し、中間前金払認定調書により通知します。

保証申込

受注者は、保証会社に対して、中間前払金保証の申込みを行います。

保証証書の発行

保証会社は、書類確認等の審査を行った後、「中間前払金保証証書」を受注者に対して発行します。

中間前払金の請求

受注者は、中間前金払請求書に、保証会社の発行した「中間前払金保証証書」を添えて、契約課に提出してください。

中間前払金の振込

契約課で確認の後、工事発注課は、請求を受けた日から14日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振り込みます。

払出の請求、払出し

受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払出します。